

Information 広報渉外委員会から

1. NPO 法人日本脳神経血管内治療学会2008年度(2008.10~2009.9) 第3回理事会報告(抜粋)

日本脳神経外科コンgres終了後の2009年5月16日(水)19時30分からANAクラウンプラザホテル大阪にて、理事全員(委任状提出者を含む)の出席を得て開催。

1) 会員状況 2009年4月22日現在

名誉会員 12名(うち物故者3名), 特別会員 7名,
正会員 2,429名, 仮会員 57名
純増 121名

2) 専門医制度に関して

専門医活動の一時休止に関する規定を下記のように改正

<専門医制度施行細則第10条6>

6-1 海外留学, 長期療養等の理由で, 専門医資格の休止を申請する場合には, 事前にその旨を事務局まで申し出ること。期間は1年単位で最高3年まで継続申請が可能。事前に申請が行われた場合には, 申請期間のみ専門医資格を休止し, 更新対象期間は休止期間を除いた5年間とする。

6-2 休止期間の事後申請は原則として認めない。ただし, 危急かつ重篤な傷病で, 回復の見込みが予想しがたいために申請が遅れた場合は, 細則2の規定に従い, 認定委員会にて別途審査する。

6-3 休止申請は申請期間, 休止理由, 専門医番号, 所属を明記し, 署名捺印した申請文書を認定委員会に送付, 受理されることより発効する。

<細則>

1. 長期療養には疾患治療の他出産による産休, 育休を含む。
2. 重篤な傷病により, 早期回復不可能と判断した場合の資格休止申請は発症または発生後1ヶ月以内とする。この場合の休止期間の発効日は申請日とし, さかのぼることはしない。
3. 予定の疾病治療および出産による資格休止申請は資格休止発効日前1年以内とする。
4. 1年間の資格休止申請後に想定外に早く臨床活動に

復帰できた場合においては, 資格休止申請の取り消しを申し出ることができる。これは当該全期間の取り消しとなり, 月単位での休止期間の設定はできない。

5. 資格保持期間延長などを目的とした作為的な虚偽申請が発覚した場合には専門医資格の無期停止とする。

3) 会費規定

定款にて会費の額の決定は総会の権能に属することになっているが, 施行規則に会費の額が掲載されておらず, 定款にも施行規則にも現在の入会金, 年会費が明記されていない。また, 会費改訂の規則が事実上定められていないため, 施行規則を改訂

<施行規則 第3章 会費に関する規則>

(会費)

第11条 定款第8条に基づき, 以下の通り本法人の入会金及び年会費を定める

1. 正会員 入会金2,000円, 年会費15,000円
2. 賛助会員 入会金 0円, 年会費100,000円
3. 入会金, 年会費の改定に際しては, 理事会の議を経て, 総会で決定する。

(納入)

第12条 会費の納入

1. 正会員および賛助会員の会費は, 当該会計年度中に全額を納入しなければならない。分割納入は認めない。
2. 名誉会員, 特別会員の会費は納入を免除する

第13条 会費納入の猶予

1. 正会員は, 長期療養, 海外留学等, やむを得ない事情があるときは, 2年を限度として会費の納入猶予を申請することができる。
2. 会費納入猶予を希望する者は, 所定の会費納入猶予申請書を理事長に提出しなければならない。
理事長は, 会費納入猶予申請書を受理したときは, 理事会に諮り, その可否を決定し, 申請者に通知しなければならない。
3. 理事長は, 会費納入猶予申請書を受理したときは,

理事会に諮り、その可否を決定し、申請者に通知しなければならない。

4. 会費納入猶予の承認を受けた者は、その猶予期間終了後直ちに猶予期間中の会費を一括納入しなければならない。
5. 会費納入猶予者は、その期間中の選挙権、被選挙権、役員及び委員会委員となる資格を停止する。
- 4) 循環器病研究班策定の脳血管内治療診療指針
研究班（17公一1、主任研究者 坂井信幸）が策定した指針を、研究班指針であることを明記し、研究班の資金で、JNET 増刊として出版することを承認。
- 5) 今後の学会活動の充実のため、医療機器等実施基準策定委員会、診療ガイドライン整備委員会を常置委員会として設置することを決定。いずれも滝 和郎理事長が委員長を務めることを承認。

2. 広報渉外委員会から

- 1) 日本脳神経血管内治療学会の運営に利用されているメールアドレスです
学会事務局（会員業務以外）
jsnet-admin@umin.ne
学会事務局（会員業務、メディカルトリビューン）
jsnet_service@medical-tribune.co.jp
専門医制度事務局
jsin-hq@umin.net
- 2) 脳血管内治療関連のセミナーや集会情報を学会までお寄せ下さい。
- 3) 住所変更、所属変更、連絡先変更などがありましたら、会員業務担当まで速やかにご連絡ください。
- 4) 学会ホームページ <http://www.jsnet.umin.jp/> に適時重要な情報が公告されますので、常にご注意ください。